

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.5版 新旧対照表(2025/9/29)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	1	5	追加	(ホ) 日本証券業協会の定める「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第2条第4号に規定する非上場認可PTS銘柄又は同条第12号に規定する登録PTS銘柄の発行者が発行するもの	-	1. ⑭イ(ホ)
2	1	1	5	追加	※ 2.(1)に定める同意書の提出日までに、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」に規定する非上場認可PTS運営会員又は登録PTS運営会員による審査が完了していることが必要。 ※ 機構における取扱開始日までに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」に規定する非上場認可PTS又は登録PTSの取引の対象となっていることが必要。	-	1. ⑭イ(ホ)備考欄
3	1	4	1	変更	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者(同法第29条の4の2第8項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第29条の4の4第7項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。))に限る。	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者(同法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。	2. (2)①
4	1	6	1	変更	※ 加入者情報の管理における手続の詳細や特殊事例への対応方法等については、Target保振サイト掲載の「加入者情報の管理に関するガイドライン」を参照。	※ 加入者情報の管理における手続の詳細や特殊事例への対応方法等については、Target保振サイト掲載の「加入者情報の管理に関する留意事項」を参照。	1. (1)備考欄
5	1	6	2	変更	①特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存すること(番号法施行令第24条第1号、第30条及び番号法施行規則第21条第1号)。	①特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存すること(番号法施行令第24条第1号、第29条及び番号法施行規則第21条第1号)。	1. (6). ①
6	1	6	3	変更	③ 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存するよう求めること(番号法施行令第30条及び番号法施行規則第21条第2号)。	③ 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存するよう求めること(番号法施行令第29条及び番号法施行規則第21条第2号)。	1. (6). ③

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	9	4	変更	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後4時までである。	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。	1. (3) d 備考欄
2	2	9	5	変更	f 総株主通知請求に関する特例 発行者は、四半期末時点における議決権の状況等の株主に関する情報を開示するために、事業年度ごとに四半期会計期間の末日が到来する都度、当該日を株主確定日とする総株主通知請求を行おうとするときは、あらかじめ機構に対してその旨を届け出ることにより、四半期会計期間の末日ごとの総株主通知請求を省略することができる。ただし、特段の事情がある場合を除き、当該届出を行った日から1年間は、再度の届出を行うことはできない。	f 総株主通知請求に関する特例 発行者は、四半期末時点における議決権の状況等の株主に関する情報を開示するために、事業年度ごとに四半期会計期間の末日が到来する都度、当該日を株主確定日とする総株主通知請求を行おうとするときは、あらかじめ機構に対してその旨を届け出ることにより、 <u>届出日の属する事業年度の翌事業年度の開始日以降に到来する四半期会計期間の末日</u> ごとの総株主通知請求を省略することができる。	1. (3) f
3	2	9	5	追加	※ 通知期限及び取扱時間については、(3)b及びdと同様の取扱いとする。 ※ 特段の事情とは、定款の変更(決算期の変更)等により、1年間を待たずして当該届出を行う正当な理由がある場合のことをいう。 ※ 届出を行った日とは、機構が当該届出を受理した日をいう。	-	1. (3) f 備考欄
4	2	11	1	変更	(口座管理機関命令8条1項、業287条2項)	(口座管理機関命令3条1項、業287条2項)	1. (1) b備考欄
5	2	11	12	変更	※ 個人株主が上場会社等の自己の株式の公開買付けに応じて売付けを行った場合であって、発行者が、当該個人株主が公開買付け期間の末日において租税特別措置法施行令第4条の6の2第38項に規定する大口株主等に該当するか否かを確認するときは、情報提供請求(全部情報)を行うことによって確認することができる。	※ 個人株主が上場会社等の自己の株式の公開買付けに応じて売付けを行った場合であって、発行者が、当該個人株主が公開買付け期間の末日において租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当するか否かを確認するときは、情報提供請求(全部情報)を行うことによって確認することができる。	2. (1) c備考欄

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	3	12	3	変更	b 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後4時まで	b 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後5時まで	1. (4) b

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	5	3	12	変更	JSCCの清算参加者である機構加入者が信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。	機構加入者が信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。	2. (3)a
2	5	3	16	変更	機構加入者はJSCCに対し、金銭の抛出をJSCCの定める時限(新規記録日の午後1時、追加支払いが発生した場合は午後2時15分)までに行う。	機構加入者はJSCCに対し、金銭の抛出をJSCCの定める時限(新規記録日の午後1時)までに行う。	2. (3)j
3	5	3	19	変更	JSCCの清算参加者である機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみを抛出し、新たに信託が設定される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。))	機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみを抛出し、新たに信託が設定される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。	2. (6)a
4	5	5	6	変更	機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、JSCCの清算参加者である機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、JSCCが当該交換に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。	機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、JSCCが当該交換に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。	1. (2)a
5	5	5	12	変更	機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、JSCCの清算参加者である機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、JSCCが当該交換に係る債務の引受けを行うときの手続については、(2)「機構取扱対象株式等と交換される場合(JSCCが債務の引受けを行う場合)」に準じる。ただし、(2)a及びbについては、以下のとおり行う。	機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、JSCCが当該交換に係る債務の引受けを行うときの手続については、(2)「機構取扱対象株式等と交換される場合(JSCCが債務の引受けを行う場合)」に準じる。ただし、(2)a及びbについては、以下のとおり行う。	1. (4)
6	5	10	3	変更	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後4時までである。	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。	1. (3) d 備考

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	6	12	3	変更	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後4時までである。	※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。	1.(3) d 備考

資料等

※項番15～25については、15ページ以降の参考1(改正後)及び参考2(改正前)をご参照ください。

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	資料2-11-1	変更	※ 株式売却代金に係る所在不明株主の権利の消滅時効期間は10年である(民法第166条第1項第2号)。	※ 株式売却代金に係る所在不明株主の権利の消滅時効期間は10年である(民法第167条第1項)。	I. 1. 備考欄
2	別紙2-15-1	変更	口座管理機関業務終了までに想定される業務等について	口座管理機関業務終了までに想定される業務について	—
3	別紙2-15-1	変更	したがって、口座管理機関業務が終了するまでは適切に業務を継続する必要がある、特に株式等振替制度全体に影響を与える以下の業務については、確実な業務遂行が求められる。	したがって、口座管理機関業務が終了するまでは適切に業務を継続する必要がある、特に株式等振替制度全体に影響を与える以下の業務については、確実な業務遂行に留意する必要がある。	I.
4	別紙2-15-1	変更	残高移管(振替)に伴って加入者の口座に減少の記録を行う。	残高移管(振替)に伴って加入者の口座へ減少の記録をする必要がある。	I. 1. (1)①
5	別紙2-15-1	変更	加入者の口座に残高のある銘柄については、発行会社により、残高の変動を伴うコーポレートアクション(株式分割、株式併合、合併、株式交換、株式移転等)が行われることも十分に考えられるが、その場合には、そのコーポレートアクションの内容に従った加入者の口座に記録(株式分割であれば増加の記録、株式併合であれば減少の記録、合併であれば減少の記録及び増加の記録)を行う。	加入者の口座に残高のある銘柄については、発行会社により、残高の変動を伴うコーポレートアクション(株式分割、株式併合、合併、株式交換、株式移転等)が行われることも十分に考えられるが、その場合には、そのコーポレートアクションの内容に従った加入者の口座への記録(株式分割であれば増加の記録、株式併合であれば減少の記録、合併であれば減少の記録及び増加の記録)を適切に行う必要がある。	I. 1. (1)②
6	別紙2-15-1	変更	分割比率、併合比率、割当比率をもとに割当計算(加入者の口座ごとの株式分割後の株数、株式併合後の株数、割り当てられる存続会社銘柄の株数等の算出)を行い、その結果を集計したデータ(新株数数申告データ)を作成し、機構に申告(新株数数申告)をする。	分割比率、併合比率、割当比率をもとに割当計算(加入者の口座ごとの株式分割後の株数、株式併合後の株数、割り当てられる存続会社銘柄の株数等の算出)を行い、その結果を集計したデータ(新株数数申告データ)を作成し、機構に申告(新株数数申告)をする必要がある。	I. 1. (1)②a.
7	別紙2-15-1	削除	(削除)	この割当計算で使用する分割比率等の情報は、上記(2)①の「総株主通知日程案内データ」に含まれている。	I. 1. (1)②a. 備考欄
8	別紙2-15-1	変更	口座管理機関の加入者の口座に残高のある銘柄について、株主確定日(基準日等)が到来した場合には、総株主報告のためのデータを作成し、機構に総株主報告をする。	口座管理機関の加入者の口座に残高のある銘柄について、株主確定日(基準日等)が到来した場合には、総株主報告のためのデータを作成し、機構に総株主報告をする必要がある。	I. 1. (2)①

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
9	別紙2-15-1	変更	口座管理機関の加入者である株主が、個別株主通知の申出を行った場合(当該口座管理機関以外の他の口座管理機関に申し出を行う場合もある)には、個別株主報告のためのデータを作成し、機構に個別株主報告をする。また、口座管理機関の加入者について、発行会社から情報提供請求がされた場合には、情報提供のためのデータを作成し、機構に振替口座簿記録事項報告をする。	口座管理機関の加入者である株主が、個別株主通知の申出を行った場合(当該口座管理機関以外の他の口座管理機関に申し出を行う場合もある)には、個別株主報告のためのデータを作成し、機構に個別株主報告する必要がある。また、口座管理機関の加入者について、発行会社から情報提供請求がされた場合には、情報提供のためのデータを作成し、機構に振替口座簿記録事項報告する必要がある。	I. 1. (2)②
10	別紙2-15-1	変更	・ 振替における「振替請求」のデータのほか、上記の「新株式数申告」、「総株主報告」、「個別株主報告」、「情報提供」の手続においても、機構システムに対して、必要なデータを送信する。 ・ これらのデータのうち、「総株主報告」のデータについては、機構システム上、統合Web端末又は加入者情報Web端末からではデータの送信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを送信する。	・ 振替における「振替請求」のデータのほか、上記の「新株式数申告」、「総株主報告」、「個別株主報告」、「情報提供」の手続においても、機構システムに対して、必要なデータを送信する必要がある。 ・ これらのデータのうち、「総株主報告」のデータについては、機構システム上、統合Web端末又は加入者情報Web端末からではデータの送信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを送信する必要がある。	I. 2. (1)
11	別紙2-15-1	変更	・ 上記1. の「振替口座簿の管理」に係る処理やデータの作成等を適切に行うためには、機構システムから必要なデータを受信する。 ・ 次に掲げるデータについては、統合Web端末又は加入者情報Web端末からでは、データの受信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを受信する。	・ 上記1. の「振替口座簿の管理」に係る処理やデータの作成等を適切に行うためには、機構システムから必要なデータを受信する必要がある。 ・ 次に掲げるデータについては、統合Web端末又は加入者情報Web端末からでは、データの受信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを受信する必要がある。	I. 2. (2)
12	別紙2-15-1	変更	計算会社又はWeb端末操作の代行会社等(以下「計算会社等」という。)を通じて、振替口座簿の管理(上記I. 1)や機構との間のデータ送受信(上記I. 2)を行っている場合には、口座管理機関の破綻に伴い計算会社等の利用取り止め・契約解除を行うと口座管理機関業務を継続することが困難となることから、業務が終了するまでの間は、引き続き、計算会社等を利用する。	計算会社又はWeb端末操作の代行会社等(以下「計算会社等」という。)を通じて、振替口座簿の管理(上記I. 1)や機構との間のデータ送受信(上記I. 2)を行っている場合には、口座管理機関の破綻に伴い計算会社等の利用取り止め・契約解除を行うと口座管理機関業務を継続することが困難となることから、業務が終了するまでの間は、引き続き、計算会社等を利用する必要がある。	II.
13	別紙2-15-1	変更	仮に計算会社との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、他の口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、計算会社との契約が継続している間に速やかに業務を終了させる。	仮に計算会社との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、他の口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、計算会社との契約が継続している間に速やかに業務を終了させる必要がある。	II. 備考欄
14	別紙2-15-1	変更	口座管理機関が破綻した場合(破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われた場合等)には、速やかに機構に対して連絡する。 なお、振替法第44条第1項各号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨の届出を行う。	口座管理機関が破綻した場合(破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われた場合等)には、速やかに機構に対して連絡する必要がある。 なお、振替法第44条第1項各号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨の届出を行う必要がある。	III.

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																																																												
15	第5章 参考1	変更	<p>集積投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー</p> <p>1. 集積取扱い対象証券等の提出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>権利加入者 (投資会社)</th> <th>証券保管取替機構 (株式会社)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者(受益権人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①1ユニット当たりの株式/スワップの提示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②取得申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③設定連絡</td> </tr> <tr> <td>S-1 基準価額 適用日</td> <td>④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求</td> <td>⑤集積請求受付</td> <td></td> <td>⑥設定口座等連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦設定口座等連絡</td> </tr> <tr> <td>S (10:00~ 15:00) 債権設定日</td> <td>⑧集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑩発行口座記録情報通知</td> <td>⑪発行口座への記録</td> <td>⑫発行口座記録情報通知</td> <td>⑬発行口座記録情報通知</td> <td>⑭発行口座記録情報通知</td> <td>⑮発行口座記録情報通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑯集積記録情報通知</td> <td>⑰集積記録</td> <td>⑱集積記録情報通知</td> <td>⑲集積記録情報通知</td> <td>⑳集積記録情報通知</td> <td>㉑集積記録情報通知</td> </tr> <tr> <td>S+1 (10:00~ 20:00)</td> <td>㉒集積ファイル</td> <td>㉓処理結果ファイル作成</td> <td>㉔口座振替記録ファイル(17:00~20:00)</td> <td></td> <td>㉕口座振替記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・権利システム外の処理順序及び日程は参考事項である。 ・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・権利加入者及び投資会社は、10:30までに発行口座記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合は、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・「債権設定の日」に際して、集積取扱い対象証券以外の財産の届出がある場合は、権利加入者は10:00までに届出を行う。</p>	日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考							①1ユニット当たりの株式/スワップの提示							②取得申込							③設定連絡	S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡									⑦設定口座等連絡	S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】					⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】		⑩発行口座記録情報通知	⑪発行口座への記録	⑫発行口座記録情報通知	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知		⑯集積記録情報通知	⑰集積記録	⑱集積記録情報通知	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	S+1 (10:00~ 20:00)	㉒集積ファイル	㉓処理結果ファイル作成	㉔口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉕口座振替記録ファイル		<p>集積投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー</p> <p>1. 集積取扱い対象証券等の提出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>権利加入者 (投資会社)</th> <th>証券保管取替機構 (株式会社)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者(受益権人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①1ユニット当たりの株式/スワップの提示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②取得申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③設定連絡</td> </tr> <tr> <td>S-1 基準価額 適用日</td> <td>④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求</td> <td>⑤集積請求受付</td> <td></td> <td>⑥設定口座等連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦設定口座等連絡</td> </tr> <tr> <td>S (10:00~ 15:00) 債権設定日</td> <td>⑧集積ファイル</td> <td>⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪発行口座記録情報通知</td> <td>⑫発行口座への記録</td> <td>⑬発行口座記録情報通知</td> <td>⑭発行口座記録情報通知</td> <td>⑮発行口座記録情報通知</td> <td>⑯発行口座記録情報通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑰集積記録情報通知</td> <td>⑱集積記録</td> <td>⑲集積記録情報通知</td> <td>⑳集積記録情報通知</td> <td>㉑集積記録情報通知</td> <td>㉒集積記録情報通知</td> </tr> <tr> <td>S+1 (10:00~ 20:00)</td> <td>㉓集積ファイル</td> <td>㉔処理結果ファイル作成</td> <td>㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)</td> <td></td> <td>㉖口座振替記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・権利加入者及び投資会社は、10:30までに発行口座記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合は、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・「債権設定の日」に際して、集積取扱い対象証券以外の財産の届出がある場合は、権利加入者は10:00までに届出を行う。</p>	日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考							①1ユニット当たりの株式/スワップの提示							②取得申込							③設定連絡	S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡									⑦設定口座等連絡	S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】		⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知		⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知	S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル		
日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考																																																																																																																																											
						①1ユニット当たりの株式/スワップの提示																																																																																																																																											
						②取得申込																																																																																																																																											
						③設定連絡																																																																																																																																											
S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡																																																																																																																																													
						⑦設定口座等連絡																																																																																																																																											
S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】					⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】																																																																																																																																											
	⑩発行口座記録情報通知	⑪発行口座への記録	⑫発行口座記録情報通知	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知																																																																																																																																											
	⑯集積記録情報通知	⑰集積記録	⑱集積記録情報通知	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知																																																																																																																																											
S+1 (10:00~ 20:00)	㉒集積ファイル	㉓処理結果ファイル作成	㉔口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉕口座振替記録ファイル																																																																																																																																												
日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考																																																																																																																																											
						①1ユニット当たりの株式/スワップの提示																																																																																																																																											
						②取得申込																																																																																																																																											
						③設定連絡																																																																																																																																											
S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡																																																																																																																																													
						⑦設定口座等連絡																																																																																																																																											
S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】																																																																																																																																											
	⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知																																																																																																																																											
	⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知																																																																																																																																											
S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル																																																																																																																																												
16	第5章 参考2	変更	<p>2. 集積取扱い対象証券等の提出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>権利加入者 (投資会社)</th> <th>証券保管取替機構 (株式会社)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者(受益権人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①1ユニット当たりの株式/スワップの提示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②取得申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③設定連絡</td> </tr> <tr> <td>S-1 基準価額 適用日</td> <td>④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求</td> <td>⑤集積請求受付</td> <td></td> <td>⑥設定口座等連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦設定口座等連絡</td> </tr> <tr> <td>S (10:00~ 15:00) 債権設定日</td> <td>⑧集積ファイル</td> <td>⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪発行口座記録情報通知</td> <td>⑫発行口座への記録</td> <td>⑬発行口座記録情報通知</td> <td>⑭発行口座記録情報通知</td> <td>⑮発行口座記録情報通知</td> <td>⑯発行口座記録情報通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑰集積記録情報通知</td> <td>⑱集積記録</td> <td>⑲集積記録情報通知</td> <td>⑳集積記録情報通知</td> <td>㉑集積記録情報通知</td> <td>㉒集積記録情報通知</td> </tr> <tr> <td>S+1 (10:00~ 20:00)</td> <td>㉓集積ファイル</td> <td>㉔処理結果ファイル作成</td> <td>㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)</td> <td></td> <td>㉖口座振替記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・権利加入者及び投資会社は、10:30までに発行口座記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合は、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00までに権利加入者から取戻金である金額の資金確認が完了したの後に、10:30までに受託会社に対して取戻金通知を送付する。 ・発行会社は、10:30までに権利加入者から取戻金である金額の集積取扱い対象証券の集積記録が完了したもので、かつ、10:30までに発行者から「取戻金通知」を受領したものに限り、12:00(正午)までに債権設定連絡を伝達する。</p>	日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考							①1ユニット当たりの株式/スワップの提示							②取得申込							③設定連絡	S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡									⑦設定口座等連絡	S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】		⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知		⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知	S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル		<p>2. 集積取扱い対象証券等の提出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>権利加入者 (投資会社)</th> <th>証券保管取替機構 (株式会社)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者(受益権人)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①1ユニット当たりの株式/スワップの提示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②取得申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③設定連絡</td> </tr> <tr> <td>S-1 基準価額 適用日</td> <td>④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求</td> <td>⑤集積請求受付</td> <td></td> <td>⑥設定口座等連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑦設定口座等連絡</td> </tr> <tr> <td>S (10:00~ 12:00) 債権設定日</td> <td>⑧集積ファイル</td> <td>⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪発行口座記録情報通知</td> <td>⑫発行口座への記録</td> <td>⑬発行口座記録情報通知</td> <td>⑭発行口座記録情報通知</td> <td>⑮発行口座記録情報通知</td> <td>⑯発行口座記録情報通知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑰集積記録情報通知</td> <td>⑱集積記録</td> <td>⑲集積記録情報通知</td> <td>⑳集積記録情報通知</td> <td>㉑集積記録情報通知</td> <td>㉒集積記録情報通知</td> </tr> <tr> <td>S+1 (10:00~ 20:00)</td> <td>㉓集積ファイル</td> <td>㉔処理結果ファイル作成</td> <td>㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)</td> <td></td> <td>㉖口座振替記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・権利加入者及び投資会社は、10:30までに発行口座記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合は、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00までに権利加入者から取戻金である金額の資金確認が完了したの後に、10:30までに集積取扱い対象証券の集積記録が完了したもので、かつ、10:30までに発行者から「取戻金通知」を受領したものに限り、12:00(正午)までに債権設定連絡を伝達する。</p>	日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考							①1ユニット当たりの株式/スワップの提示							②取得申込							③設定連絡	S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡									⑦設定口座等連絡	S (10:00~ 12:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】		⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知		⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知	S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル		
日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考																																																																																																																																											
						①1ユニット当たりの株式/スワップの提示																																																																																																																																											
						②取得申込																																																																																																																																											
						③設定連絡																																																																																																																																											
S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡																																																																																																																																													
						⑦設定口座等連絡																																																																																																																																											
S (10:00~ 15:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】																																																																																																																																											
	⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知																																																																																																																																											
	⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知																																																																																																																																											
S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル																																																																																																																																												
日時	権利加入者 (投資会社)	証券保管取替機構 (株式会社)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者(受益権人)	備考																																																																																																																																											
						①1ユニット当たりの株式/スワップの提示																																																																																																																																											
						②取得申込																																																																																																																																											
						③設定連絡																																																																																																																																											
S-1 基準価額 適用日	④集積取扱い対象証券等の 先付目録送付請求	⑤集積請求受付		⑥設定口座等連絡																																																																																																																																													
						⑦設定口座等連絡																																																																																																																																											
S (10:00~ 12:00) 債権設定日	⑧集積ファイル	⑨集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】				⑩集積取扱い対象証券等の 口座振替 【証券会社→投資会社】																																																																																																																																											
	⑪発行口座記録情報通知	⑫発行口座への記録	⑬発行口座記録情報通知	⑭発行口座記録情報通知	⑮発行口座記録情報通知	⑯発行口座記録情報通知																																																																																																																																											
	⑰集積記録情報通知	⑱集積記録	⑲集積記録情報通知	⑳集積記録情報通知	㉑集積記録情報通知	㉒集積記録情報通知																																																																																																																																											
S+1 (10:00~ 20:00)	㉓集積ファイル	㉔処理結果ファイル作成	㉕口座振替記録ファイル(17:00~20:00)		㉖口座振替記録ファイル																																																																																																																																												

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
17	第5章 参考3	変更	<p style="text-align: center;">参考3</p>	<p style="text-align: center;">参考3</p>	
18	第5章 参考4	変更	<p style="text-align: center;">参考4</p>	<p style="text-align: center;">参考4</p>	

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
19	第5章 参考5	変更	<p>5. 機構取扱い対象等以外の財産の取扱いによって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】</p> <p>参考5</p> <p>5-1 基準記録適用日 10:00～12:00</p> <p>5-1 新規記録適用日 13:00～20:00</p>	<p>5. 機構取扱い対象等以外の財産の取扱いによって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】</p> <p>参考5</p> <p>5-1 基準記録適用日 10:00～12:00</p> <p>5-1 新規記録適用日 13:00～20:00</p>	
20	第5章 参考6	変更	<p>5. 機構取扱い対象等以外の財産の取扱いによって新規記録される場合【JSDCが適用されない場合の処理フロー】</p> <p>参考6</p> <p>5-1 基準記録適用日 10:00～12:00</p> <p>5-1 新規記録適用日 13:00～20:00</p>	<p>5. 機構取扱い対象等以外の財産の取扱いによって新規記録される場合【JSDCが適用されない場合の処理フロー】</p> <p>参考6</p> <p>5-1 基準記録適用日 10:00～12:00</p> <p>5-1 新規記録適用日 13:00～20:00</p>	

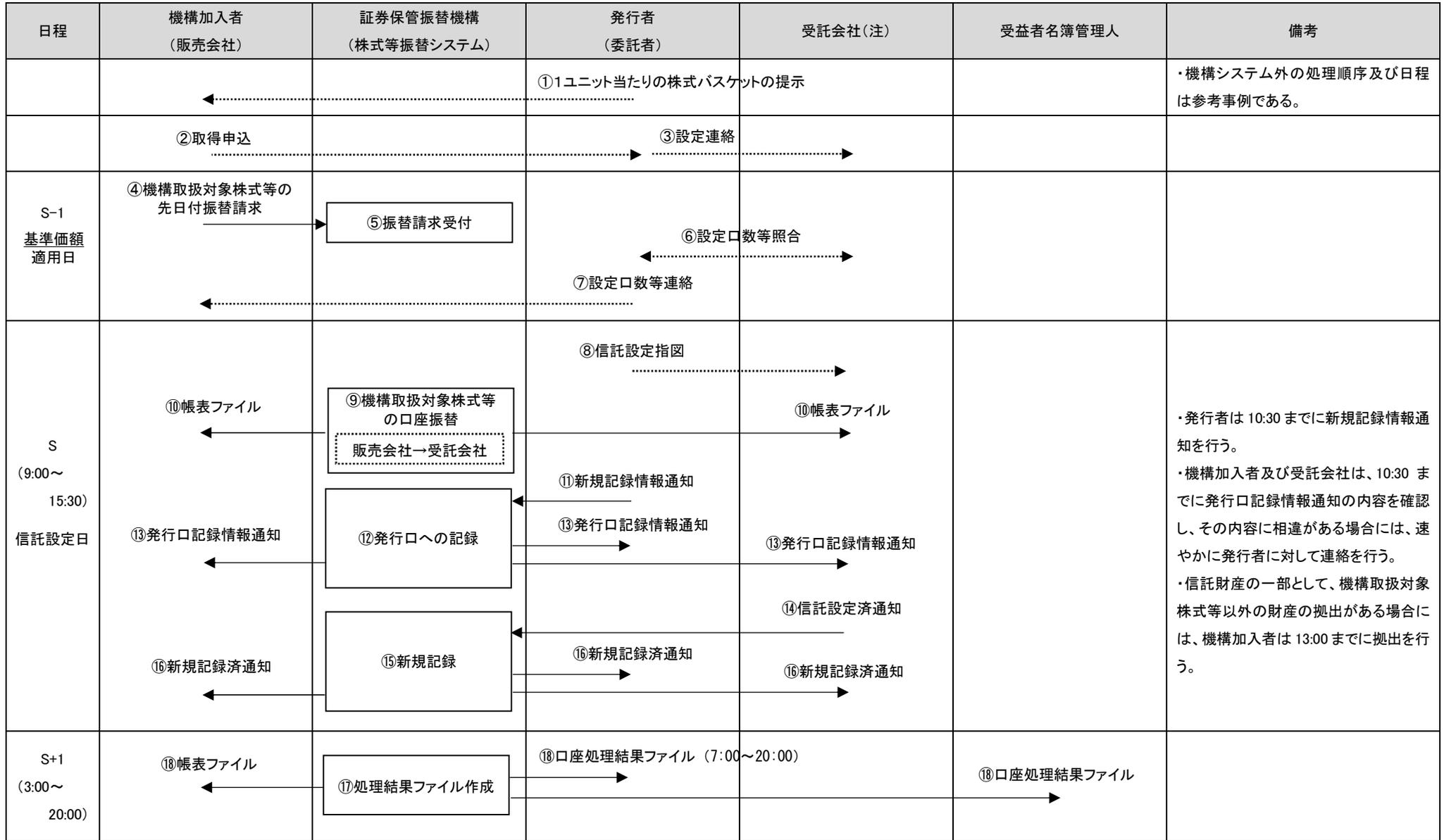
項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																																
21	第5章 参考7	変更	<p style="text-align: center;">遊覧投資信託受益権の交換時特例に係る処理フロー</p> <p style="text-align: right;">参考 7</p> <p>1. 交換時特例（権利取得対象株式等と交換される場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>権利加入者 (販売会社)</th> <th>証券保管部記録簿 (株式等登録システム)</th> <th>発行元 (委託者)</th> <th>受益会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>①交換申込</td> <td></td> <td>①交換口座・交換株式の提示</td> <td></td> <td></td> <td>・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。</td> </tr> <tr> <td>T 基準日 前日</td> <td></td> <td></td> <td>②交換連絡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③交換口座・交換株式等提示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+1 権利取得 日</td> <td></td> <td></td> <td>④権利一部解約指図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+2 09:00 14:30</td> <td>⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑨権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑩株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑪権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。</td> </tr> <tr> <td>②-T+3 09:00 20:00</td> <td>⑫権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑬権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑭権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑮権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑯権利消滅通知 (株主送付)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+4 09:00 20:00</td> <td>⑰権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑱権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑲権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑳権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>㉑権利消滅通知 (株主送付)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日付	権利加入者 (販売会社)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	発行元 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考		①交換申込		①交換口座・交換株式の提示			・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。	T 基準日 前日			②交換連絡							③交換口座・交換株式等提示				②-T+1 権利取得 日			④権利一部解約指図				②-T+2 09:00 14:30	⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)	⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)	⑨権利消滅通知 (株主送付)	⑩株主送付通知 (株主送付)	⑪権利消滅通知 (株主送付)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。	②-T+3 09:00 20:00	⑫権利消滅通知 (株主送付)	⑬権利消滅通知 (株主送付)	⑭権利消滅通知 (株主送付)	⑮権利消滅通知 (株主送付)	⑯権利消滅通知 (株主送付)		②-T+4 09:00 20:00	⑰権利消滅通知 (株主送付)	⑱権利消滅通知 (株主送付)	⑲権利消滅通知 (株主送付)	⑳権利消滅通知 (株主送付)	㉑権利消滅通知 (株主送付)		<p style="text-align: center;">遊覧投資信託受益権の交換時特例に係る処理フロー</p> <p style="text-align: right;">参考 7</p> <p>1. 交換時特例（権利取得対象株式等と交換される場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>権利加入者 (販売会社)</th> <th>証券保管部記録簿 (株式等登録システム)</th> <th>発行元 (委託者)</th> <th>受益会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>①交換申込</td> <td></td> <td>①交換口座・交換株式の提示</td> <td></td> <td></td> <td>・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。</td> </tr> <tr> <td>T 基準日 前日</td> <td></td> <td></td> <td>②交換連絡</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>③交換口座・交換株式等提示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+1 権利取得 日</td> <td></td> <td></td> <td>④権利一部解約指図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+2 09:00 14:30</td> <td>⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑨権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑩株主送付通知 (株主送付)</td> <td>⑪権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。</td> </tr> <tr> <td>②-T+3 09:00 20:00</td> <td>⑫権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑬権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑭権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑮権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑯権利消滅通知 (株主送付)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-T+4 09:00 20:00</td> <td>⑰権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑱権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑲権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑳権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>㉑権利消滅通知 (株主送付)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日付	権利加入者 (販売会社)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	発行元 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考		①交換申込		①交換口座・交換株式の提示			・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。	T 基準日 前日			②交換連絡							③交換口座・交換株式等提示				②-T+1 権利取得 日			④権利一部解約指図				②-T+2 09:00 14:30	⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)	⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)	⑨権利消滅通知 (株主送付)	⑩株主送付通知 (株主送付)	⑪権利消滅通知 (株主送付)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。	②-T+3 09:00 20:00	⑫権利消滅通知 (株主送付)	⑬権利消滅通知 (株主送付)	⑭権利消滅通知 (株主送付)	⑮権利消滅通知 (株主送付)	⑯権利消滅通知 (株主送付)		②-T+4 09:00 20:00	⑰権利消滅通知 (株主送付)	⑱権利消滅通知 (株主送付)	⑲権利消滅通知 (株主送付)	⑳権利消滅通知 (株主送付)	㉑権利消滅通知 (株主送付)		
日付	権利加入者 (販売会社)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	発行元 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																															
	①交換申込		①交換口座・交換株式の提示			・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。																																																																																																															
T 基準日 前日			②交換連絡																																																																																																																		
			③交換口座・交換株式等提示																																																																																																																		
②-T+1 権利取得 日			④権利一部解約指図																																																																																																																		
②-T+2 09:00 14:30	⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)	⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)	⑨権利消滅通知 (株主送付)	⑩株主送付通知 (株主送付)	⑪権利消滅通知 (株主送付)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。																																																																																																															
②-T+3 09:00 20:00	⑫権利消滅通知 (株主送付)	⑬権利消滅通知 (株主送付)	⑭権利消滅通知 (株主送付)	⑮権利消滅通知 (株主送付)	⑯権利消滅通知 (株主送付)																																																																																																																
②-T+4 09:00 20:00	⑰権利消滅通知 (株主送付)	⑱権利消滅通知 (株主送付)	⑲権利消滅通知 (株主送付)	⑳権利消滅通知 (株主送付)	㉑権利消滅通知 (株主送付)																																																																																																																
日付	権利加入者 (販売会社)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	発行元 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																															
	①交換申込		①交換口座・交換株式の提示			・権利システム内の処理順序及び日時は参考事例である。																																																																																																															
T 基準日 前日			②交換連絡																																																																																																																		
			③交換口座・交換株式等提示																																																																																																																		
②-T+1 権利取得 日			④権利一部解約指図																																																																																																																		
②-T+2 09:00 14:30	⑤交換時特例手続情報通知 ⑥株主送付通知 (株主送付)	⑦交換時特例手続情報通知 ⑧株主送付通知 (株主送付)	⑨権利消滅通知 (株主送付)	⑩株主送付通知 (株主送付)	⑪権利消滅通知 (株主送付)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時特例手続情報通知の送信。 ・株主送付通知(株主送付)の送信。 ・権利消滅通知(株主送付)の送信に付随する権利取得対象株式等の発行依頼請求 ・交換時特例手続情報通知の取り消し及び再通知。																																																																																																															
②-T+3 09:00 20:00	⑫権利消滅通知 (株主送付)	⑬権利消滅通知 (株主送付)	⑭権利消滅通知 (株主送付)	⑮権利消滅通知 (株主送付)	⑯権利消滅通知 (株主送付)																																																																																																																
②-T+4 09:00 20:00	⑰権利消滅通知 (株主送付)	⑱権利消滅通知 (株主送付)	⑲権利消滅通知 (株主送付)	⑳権利消滅通知 (株主送付)	㉑権利消滅通知 (株主送付)																																																																																																																
22	第5章 参考8	変更	<p style="text-align: center;">遊覧投資信託受益権の交換時特例に係る処理フロー</p> <p style="text-align: right;">参考 8</p> <p>2. 交換時特例（権利取得対象株式等と交換される場合）[JSCCが権利引受けを行う場合の処理フロー]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)</th> <th>証券保管部記録簿 (株式等登録システム)</th> <th>JSCC (注1)</th> <th>発行元(注) (委託者)</th> <th>受益会社(注) (登録代行機関)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ S-2 基準日 基準日前 前日</td> <td></td> <td></td> <td>JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。</td> </tr> <tr> <td>S-1 (3:00～ 20:00)</td> <td>①権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>②権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)</td> <td>④権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑤権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑥権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。</td> </tr> </tbody> </table>	日付	権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	JSCC (注1)	発行元(注) (委託者)	受益会社(注) (登録代行機関)	受益者名簿管理人	備考	～ S-2 基準日 基準日前 前日			JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き				・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。	S-1 (3:00～ 20:00)	①権利消滅通知 (株主送付)	②権利消滅通知 (株主送付)	③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)	④権利消滅通知 (株主送付)	⑤権利消滅通知 (株主送付)	⑥権利消滅通知 (株主送付)	・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。	<p style="text-align: center;">遊覧投資信託受益権の交換時特例に係る処理フロー</p> <p style="text-align: right;">参考 8</p> <p>2. 交換時特例（権利取得対象株式等と交換される場合）[JSCCが権利引受けを行う場合の処理フロー]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)</th> <th>証券保管部記録簿 (株式等登録システム)</th> <th>JSCC (注1)</th> <th>発行元(注) (委託者)</th> <th>受益会社(注) (登録代行機関)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ S-2 基準日 基準日前 前日</td> <td></td> <td></td> <td>JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。</td> </tr> <tr> <td>S-1 (3:00～ 20:00)</td> <td>①権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>②権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)</td> <td>④権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑤権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>⑥権利消滅通知 (株主送付)</td> <td>・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。</td> </tr> </tbody> </table>	日付	権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	JSCC (注1)	発行元(注) (委託者)	受益会社(注) (登録代行機関)	受益者名簿管理人	備考	～ S-2 基準日 基準日前 前日			JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き				・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。	S-1 (3:00～ 20:00)	①権利消滅通知 (株主送付)	②権利消滅通知 (株主送付)	③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)	④権利消滅通知 (株主送付)	⑤権利消滅通知 (株主送付)	⑥権利消滅通知 (株主送付)	・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。																																																																	
日付	権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	JSCC (注1)	発行元(注) (委託者)	受益会社(注) (登録代行機関)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																														
～ S-2 基準日 基準日前 前日			JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き				・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。																																																																																																														
S-1 (3:00～ 20:00)	①権利消滅通知 (株主送付)	②権利消滅通知 (株主送付)	③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)	④権利消滅通知 (株主送付)	⑤権利消滅通知 (株主送付)	⑥権利消滅通知 (株主送付)	・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。																																																																																																														
日付	権利加入者 (販売会社) (現物換金参加型)	証券保管部記録簿 (株式等登録システム)	JSCC (注1)	発行元(注) (委託者)	受益会社(注) (登録代行機関)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																														
～ S-2 基準日 基準日前 前日			JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き				・JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続きについては、JSCCのETF交換プラットフォーム事務局の指示に従う。 ・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。																																																																																																														
S-1 (3:00～ 20:00)	①権利消滅通知 (株主送付)	②権利消滅通知 (株主送付)	③ETF-権利取得対象株式等の買付請求 (権利取得)	④権利消滅通知 (株主送付)	⑤権利消滅通知 (株主送付)	⑥権利消滅通知 (株主送付)	・ETFがその権利取得である権利取得対象株式等と交換される ・実際の決済では、権利加入者とJSCC間の決済は、JSCCにおける他の取引とのネットオフにより決済・決済が行われることになる。 ・ETFの買入・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「ETF決済・決済決定・決済決定通知」(ETF決済・決済決定・決済決定通知)に定める権利取得手続きに従う。																																																																																																														

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																		
23	第5章 参考9	変更	<p style="text-align: center;">参考 9</p> <p>3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (発行者) (株式会社)</th> <th>証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①交換口座・交換金額の提示</td> <td></td> <td></td> <td>・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②交換申込</td> <td>③交換連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日</td> <td></td> <td></td> <td>④交換口座・交換金額等連絡</td> <td>⑤情報一部暫時的閉鎖</td> <td></td> <td>S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>⑧抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>⑨抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。</td> </tr> <tr> <td>S-IT-3 19:00～ 19:30</td> <td></td> <td></td> <td>⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)</td> <td>⑪抹消済通知</td> <td>⑫抹消済通知</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-IT-4 19:00～ 20:00</td> <td></td> <td></td> <td>⑬報告ファイル</td> <td>⑭処理結果ファイル作成</td> <td>⑮口座処理結果ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (発行者) (株式会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考				①交換口座・交換金額の提示			・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。				②交換申込	③交換連絡			T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日			④交換口座・交換金額等連絡	⑤情報一部暫時的閉鎖		S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。				⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。	S-IT-3 19:00～ 19:30			⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)	⑪抹消済通知	⑫抹消済通知		S-IT-4 19:00～ 20:00			⑬報告ファイル	⑭処理結果ファイル作成	⑮口座処理結果ファイル		<p style="text-align: center;">参考 9</p> <p>3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (株式会社)</th> <th>証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)</th> <th>発行者 (委託者)</th> <th>受託会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①交換口座・交換金額の提示</td> <td></td> <td></td> <td>・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②交換申込</td> <td>③交換連絡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日</td> <td></td> <td></td> <td>④交換口座・交換金額等連絡</td> <td>⑤情報一部暫時的閉鎖</td> <td></td> <td>S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>⑧抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>⑨抹消済通知 (抹消口記録)</td> <td>以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。</td> </tr> <tr> <td>S-IT-3 19:30～ 19:30</td> <td></td> <td></td> <td>⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)</td> <td>⑪抹消済通知</td> <td>⑫抹消済通知</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-IT-4 19:00～ 20:00</td> <td></td> <td></td> <td>⑬報告ファイル</td> <td>⑭処理結果ファイル作成</td> <td>⑮口座処理結果ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (株式会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考				①交換口座・交換金額の提示			・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。				②交換申込	③交換連絡			T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日			④交換口座・交換金額等連絡	⑤情報一部暫時的閉鎖		S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。				⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。	S-IT-3 19:30～ 19:30			⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)	⑪抹消済通知	⑫抹消済通知		S-IT-4 19:00～ 20:00			⑬報告ファイル	⑭処理結果ファイル作成	⑮口座処理結果ファイル		
日程	機関加入者 (発行者) (株式会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																	
			①交換口座・交換金額の提示			・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。																																																																																																	
			②交換申込	③交換連絡																																																																																																			
T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日			④交換口座・交換金額等連絡	⑤情報一部暫時的閉鎖		S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。																																																																																																	
			⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。																																																																																																	
S-IT-3 19:00～ 19:30			⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)	⑪抹消済通知	⑫抹消済通知																																																																																																		
S-IT-4 19:00～ 20:00			⑬報告ファイル	⑭処理結果ファイル作成	⑮口座処理結果ファイル																																																																																																		
日程	機関加入者 (株式会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																	
			①交換口座・交換金額の提示			・機構システム内の処理順序及び日程は参考事例である。																																																																																																	
			②交換申込	③交換連絡																																																																																																			
T 基準価額 算出日 S-OT+1 提示一部 開始日			④交換口座・交換金額等連絡	⑤情報一部暫時的閉鎖		S-1日に交換口座・交換金額等連絡及び交換口座・交換金額等連絡を行う場合もある。																																																																																																	
			⑥交換時抹消予定情報通知 ⑦抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて14:30までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の作成。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り直し及び再通知。 ・受益会社は15:00までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。																																																																																																	
S-IT-3 19:30～ 19:30			⑩償付財産懸賞済通知 (抹消申請)	⑪抹消済通知	⑫抹消済通知																																																																																																		
S-IT-4 19:00～ 20:00			⑬報告ファイル	⑭処理結果ファイル作成	⑮口座処理結果ファイル																																																																																																		
24	第5章 参考10	変更	<p style="text-align: center;">参考 10</p> <p>4. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)[JSCCが償付引受けを行う場合の処理フロー]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)</th> <th>証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)</th> <th>JSCC</th> <th>発行者(委託者) (ETF特例清算会社)</th> <th>受託会社(注) (委託ETF保証銀行)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ S-1 申込日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②償付請求受付</td> <td>③ETFの償付請求 (償付引)</td> <td></td> <td>・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。</td> </tr> <tr> <td>S-1 基準価額 算出日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特例清算会社)	受託会社(注) (委託ETF保証銀行)	受益者名簿管理人	備考	～ S-1 申込日							JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き					②償付請求受付	③ETFの償付請求 (償付引)		・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。	S-1 基準価額 算出日								<p style="text-align: center;">参考 10</p> <p>4. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)[JSCCが償付引受けを行う場合の処理フロー]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)</th> <th>証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)</th> <th>JSCC</th> <th>発行者(委託者) (ETF特例清算会社)</th> <th>受託会社(注) (委託ETF保証銀行)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ S-1 申込日 基準価額 算出日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②償付請求受付</td> <td>③ETFの償付請求 (償付引)</td> <td></td> <td>・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。</td> </tr> <tr> <td>S-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特例清算会社)	受託会社(注) (委託ETF保証銀行)	受益者名簿管理人	備考	～ S-1 申込日 基準価額 算出日							JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き					②償付請求受付	③ETFの償付請求 (償付引)		・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。	S-1																																										
日程	機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特例清算会社)	受託会社(注) (委託ETF保証銀行)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																
～ S-1 申込日							JSCCが指定するプラットフォーム上のETFの交換手続き																																																																																																
				②償付請求受付	③ETFの償付請求 (償付引)		・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。																																																																																																
S-1 基準価額 算出日																																																																																																							
日程	機関加入者 (株式会社) (取扱清算会社)	証券保管振替機構 (株式会社等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特例清算会社)	受託会社(注) (委託ETF保証銀行)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																
～ S-1 申込日 基準価額 算出日							JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き																																																																																																
				②償付請求受付	③ETFの償付請求 (償付引)		・本フローでは以下のケースを対象としている。 ・ETFがその償付対象である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される。 ・実際の決済では、機関加入者とJSCC間の仲介は、JSCCにおける他の取引とのネットリングにより受方・送方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務取扱要領書」及び「ETF設定・交換決済事務取扱要領書」(ETF特例清算会社)を参照してください。																																																																																																
S-1																																																																																																							

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																																																												
25	第5章 参考11	変更	<p style="text-align: center;">後援投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー 参考 11</p> <p>解約時抹消</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (投資会社)</th> <th>証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)</th> <th>実行者 (委託者)</th> <th>受益会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。</td> </tr> <tr> <td>S+1(+1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+2) 15:00～ 18:00</td> <td>①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)</td> <td>②抹消口への記録</td> <td>③抹消消通通知 (株主向け記録)</td> <td>④抹消消通通知 (株主向け記録)</td> <td></td> <td>・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成。 ・受益者通知(抹消口記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。</td> </tr> <tr> <td>S+1(+3) 15:00～ 18:00</td> <td>⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知</td> <td>⑦抹消</td> <td>⑧抹消消通通知</td> <td>⑨抹消消通通知</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+4) 18:00～ 20:00</td> <td>⑩給付ファイル</td> <td>⑪給付結果ファイル作成</td> <td>⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)</td> <td></td> <td>⑬口座残高記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (投資会社)	証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)	実行者 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考							・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。															T						・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。	S+1(+1)							S+1(+1)							S+1(+2) 15:00～ 18:00	①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)	②抹消口への記録	③抹消消通通知 (株主向け記録)	④抹消消通通知 (株主向け記録)		・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成。 ・受益者通知(抹消口記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。	S+1(+3) 15:00～ 18:00	⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知	⑦抹消	⑧抹消消通通知	⑨抹消消通通知			S+1(+4) 18:00～ 20:00	⑩給付ファイル	⑪給付結果ファイル作成	⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)		⑬口座残高記録ファイル		<p style="text-align: center;">新投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー 参考 11</p> <p>解約時抹消</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>機関加入者 (投資会社)</th> <th>証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)</th> <th>実行者 (委託者)</th> <th>受益会社(注)</th> <th>受益者名簿管理人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>T</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。</td> </tr> <tr> <td>S+1(+1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+2) 15:00～ 18:00</td> <td>①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)</td> <td>②抹消口への記録</td> <td>③抹消消通通知 (株主向け記録)</td> <td>④抹消消通通知 (株主向け記録)</td> <td></td> <td>・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。</td> </tr> <tr> <td>S+1(+3) 15:00～ 18:00</td> <td>⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知</td> <td>⑦抹消</td> <td>⑧抹消消通通知</td> <td>⑨抹消消通通知</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S+1(+4) 18:00～ 20:00</td> <td>⑩給付ファイル</td> <td>⑪給付結果ファイル作成</td> <td>⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)</td> <td></td> <td>⑬口座残高記録ファイル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	日程	機関加入者 (投資会社)	証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)	実行者 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考							・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。															T						・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。	S+1(+1)							S+1(+1)							S+1(+2) 15:00～ 18:00	①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)	②抹消口への記録	③抹消消通通知 (株主向け記録)	④抹消消通通知 (株主向け記録)		・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。	S+1(+3) 15:00～ 18:00	⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知	⑦抹消	⑧抹消消通通知	⑨抹消消通通知			S+1(+4) 18:00～ 20:00	⑩給付ファイル	⑪給付結果ファイル作成	⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)		⑬口座残高記録ファイル		—
日程	機関加入者 (投資会社)	証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)	実行者 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																																																											
						・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。																																																																																																																																											
T						・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。																																																																																																																																											
S+1(+1)																																																																																																																																																	
S+1(+1)																																																																																																																																																	
S+1(+2) 15:00～ 18:00	①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)	②抹消口への記録	③抹消消通通知 (株主向け記録)	④抹消消通通知 (株主向け記録)		・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成。 ・受益者通知(抹消口記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。																																																																																																																																											
S+1(+3) 15:00～ 18:00	⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知	⑦抹消	⑧抹消消通通知	⑨抹消消通通知																																																																																																																																													
S+1(+4) 18:00～ 20:00	⑩給付ファイル	⑪給付結果ファイル作成	⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)		⑬口座残高記録ファイル																																																																																																																																												
日程	機関加入者 (投資会社)	証券投資信託管理機構 (株式会社等証券システム)	実行者 (委託者)	受益会社(注)	受益者名簿管理人	備考																																																																																																																																											
						・撤廃システム外の受益権及び口数は参考事項である。																																																																																																																																											
T						・T 日に一部解約口数→一部解約金額等清算及び一部解約口数→一部解約金額等清算を行う場合もある。																																																																																																																																											
S+1(+1)																																																																																																																																																	
S+1(+1)																																																																																																																																																	
S+1(+2) 15:00～ 18:00	①解約時抹消手続情報通知 (株主向け)	②抹消口への記録	③抹消消通通知 (株主向け記録)	④抹消消通通知 (株主向け記録)		・解約時抹消手続情報通知は、システム上、交換時抹消手続情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消手続情報通知の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の通知。 ・抹消消通通知(株主に記録)の作成に紐着いた場合の執行者及び受益会社から機関加入者に対する連絡。 ・解約時抹消手続情報通知の通知し及び記録通知。 ・受益会社は 18:00 までに金額を交付する。																																																																																																																																											
S+1(+3) 15:00～ 18:00	⑤機関投資信託管理機構 (株主向け) ⑥抹消消通通知	⑦抹消	⑧抹消消通通知	⑨抹消消通通知																																																																																																																																													
S+1(+4) 18:00～ 20:00	⑩給付ファイル	⑪給付結果ファイル作成	⑫口座残高記録ファイル (17:00～20:00)		⑬口座残高記録ファイル																																																																																																																																												

振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

1. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】



(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

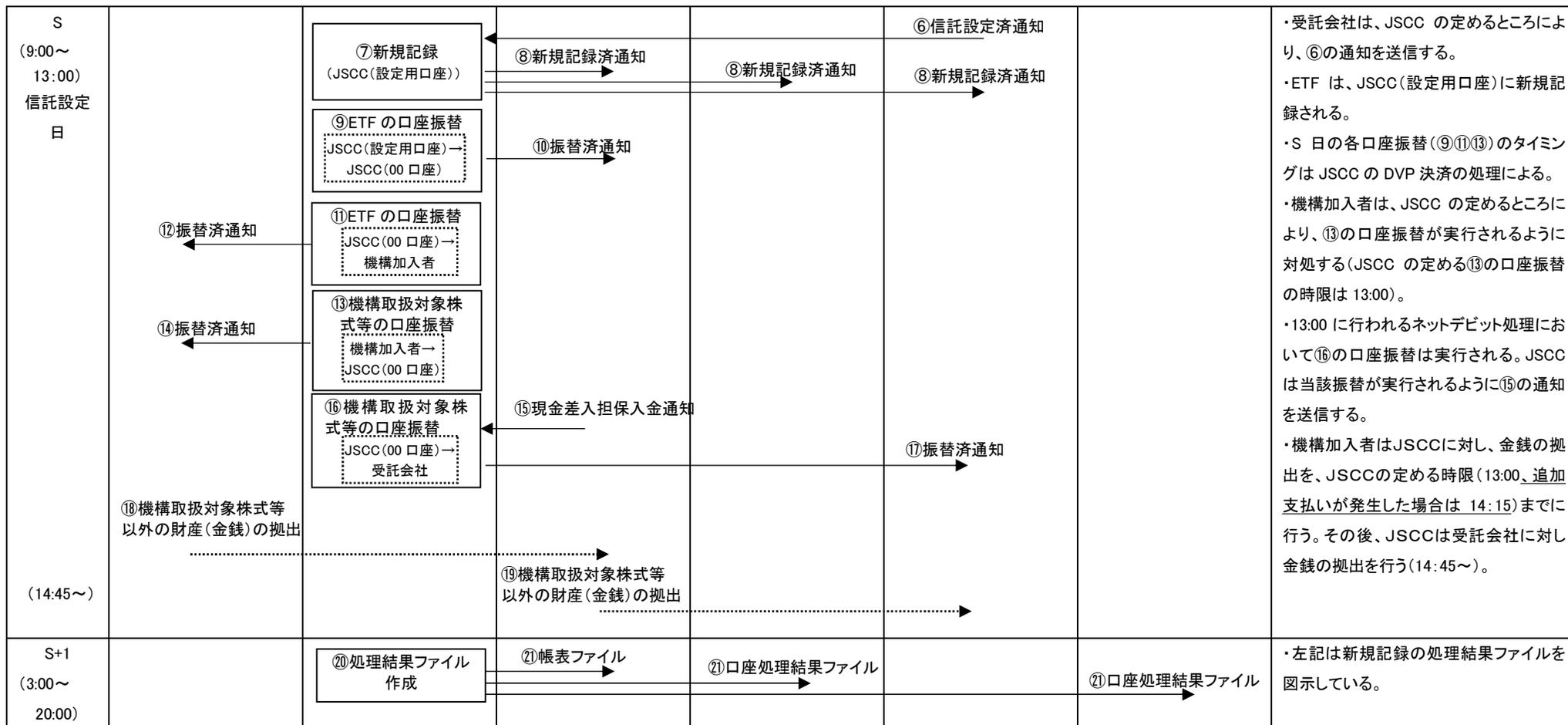
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの株式バスケットの提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込			③設定連絡		
S-1 基準価額 適用日	④機構取扱対象株式等の 先日付振替請求	⑤振替請求受付		⑥設定口数等照合		
			⑦設定口数等連絡			
S (9:00~ 12:00) 信託設定日	⑩帳表ファイル	⑨機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社→受託会社	⑧信託設定指図	⑩帳表ファイル		<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00 までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたものに限り、11:00 までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、10:30 までに機構加入者から設定資産である機構取扱対象株式等の振替確認ができたもので、かつ、11:00 までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
	⑬発行口記録情報通知	⑫発行口への記録	⑪新規記録情報通知	⑬発行口記録情報通知		
	⑮新規記録済通知	⑮新規記録	⑬発行口記録情報通知	⑭信託設定済通知		
			⑯新規記録済通知	⑯新規記録済通知		
S+1 (3:00~ 20:00)	⑱帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑱口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑱口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

3. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日・ 基準価額 確定日	JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続き						・JSCC が指定するプラットフォーム上のETF の設定手続きについてはプラットフォーム運営者が定めるETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求(市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等と機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)の拠出がある ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。 ・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCC の指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。 ・受託会社は⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。
(9:00～ 15:30)		④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))	⑤発行口記録情報通知	③新規記録情報通知	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知	



→ 機構システム → 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

4. 機構取扱対象株式等以外の財産の抛出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの抛出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価額 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00~ 15:30) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産抛出	⑦発行口への記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知		・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・機構加入者は13:00までに機構取扱対象株式等以外の財産の抛出を行う。
	⑫新規記録済通知	⑪新規記録	⑫新規記録済通知	⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知		
S+1 (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

5. 機構取扱対象株式等以外の財産の抛出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

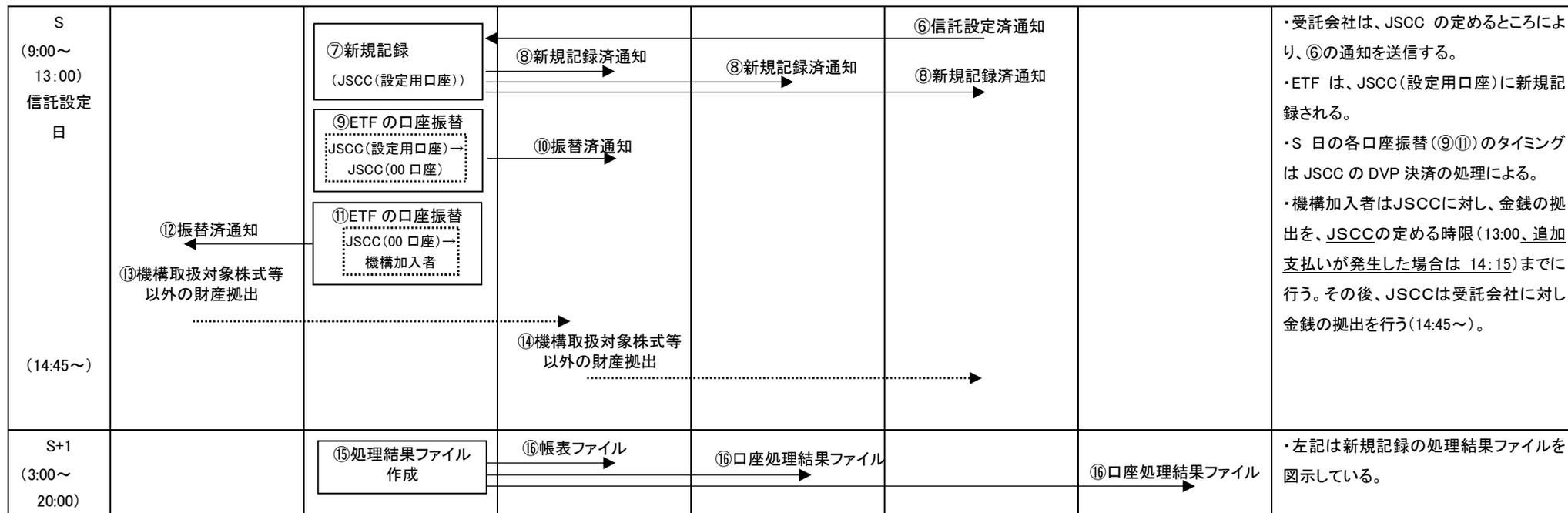
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの抛出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価額 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00～ 12:00) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産抛出	⑦発行口への記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知		・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたもの限り、11:00までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、11:00までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
	⑩信託設定済通知	⑪新規記録	⑫新規記録済通知	⑫新規記録済通知		
S+1 (3:00～ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

6. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考	
～ S-2 申込日	JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の設定手続き							・JSCC が指定するプラットフォーム上のETF の設定手続きについてはプラットフォーム運営者が定めるETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 基準価額 確定日 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②振替請求受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①ETF の振替請求 (市場取引)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤発行口記録情報通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③新規記録情報通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤発行口記録情報通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑤発行口記録情報通知</div>		<p>・本フローでは以下のケースを対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみが拠出される <p>・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットイングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。</p> <p>・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCC の指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。</p> <p>・受託会社は、⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p>	



——▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

振替投資信託受益権の交換時抹消に係る処理フロー

1. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換株式の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込			③交換連絡		
T 基準価額 適用日			④交換口数・交換株式等照合			
			⑤交換口数・交換株式等連絡			
S-2(T+1) 信託一部 解約日			⑥信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑦交換時抹消予定情報通知 ⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消口への記録	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)		以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
		⑩機構取扱対象株式等の 先日付振替請求				
S(T+3) (3:00~ 20:00)	⑬帳表ファイル	⑫機構取扱対象株式等の 口座振替		⑬帳表ファイル		
(9:00~ 15:30)	⑭信託財産振替済通知 (抹消申請)	販売会社←受託会社				
	⑯抹消済通知	⑮抹消	⑯抹消済通知	⑯抹消済通知		
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑰帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑰口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑰口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価額 確定日	JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続き						・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続きについてはプラットフォーム運営者が定める ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求 (市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」、「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」及び「非 DVP 決済に係る事務処理要領」参照。

3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込		③交換連絡			
T 基準価額 適用日						・S-1日に交換口数・交換金額等照合及び交換口数・交換金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日			④交換口数・交換金額等連絡 ⑤信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥交換時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		⑧抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知		⑫抹消済通知	・受託会社は 13:00 までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

4. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日		JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続き					・JSCC が指定するプラットフォーム上の ETF の交換手続きについてはプラットフォーム運営者が定める ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 基準価額 確定日		②振替請求受付	①ETF の振替請求 (市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。

振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

解約時抹消

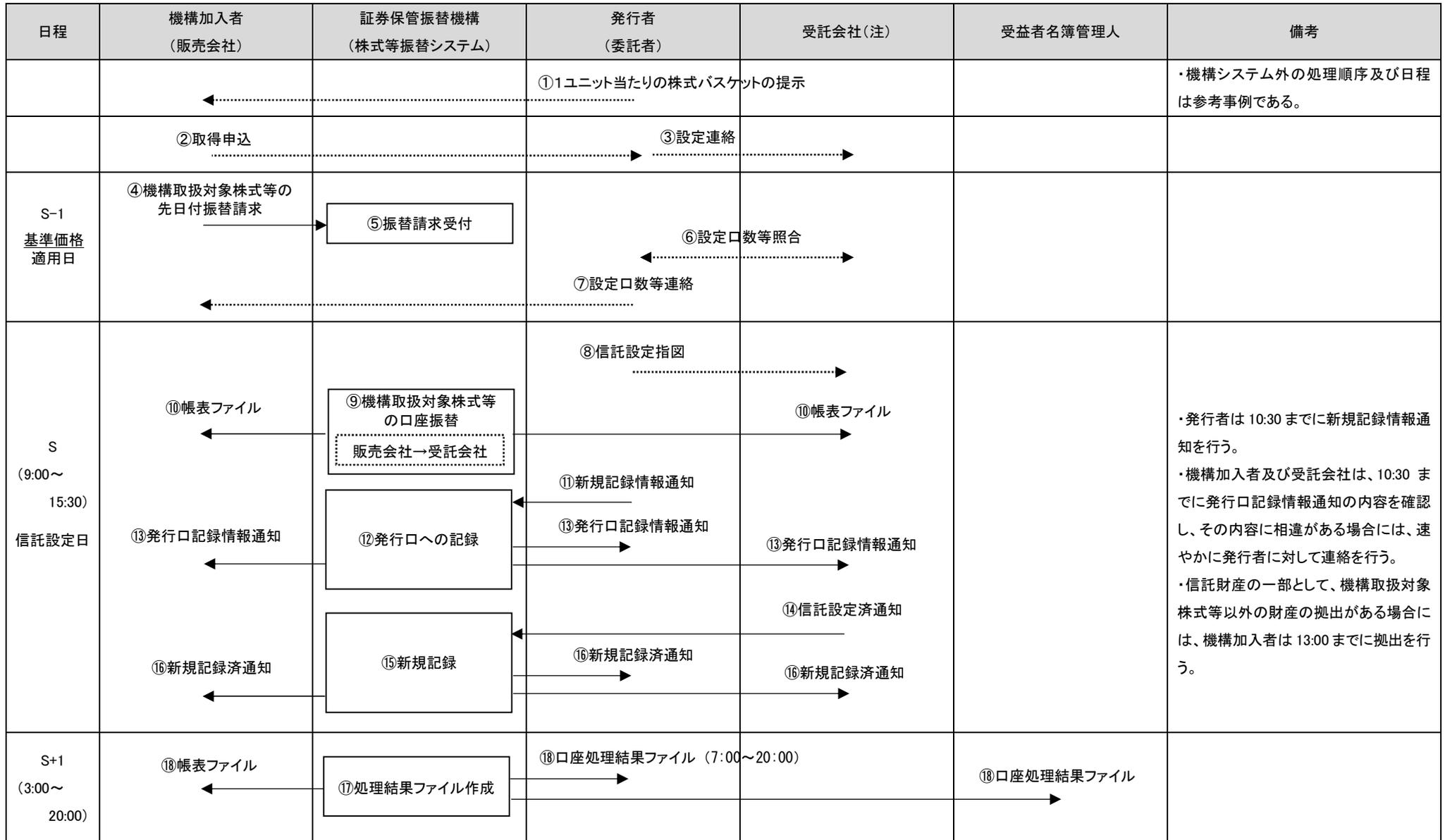
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
						・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②一部解約申込			③一部解約連絡		
T 基準価額 適用日						・S-1日に一部解約口数・一部解約金額等照合及び一部解約口数・一部解約金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日				④一部解約口数・一部解約金額等連絡 ⑤信託一部解約指図		
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥解約時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		・解約時抹消予定情報通知は、システム上、交換時抹消予定情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・解約時抹消予定情報通知の取消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知	⑨金銭の交付 ⑫抹消済通知		・受託会社は 13:00 までに金銭を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

1. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】



————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの株式バスケットの提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込			③設定連絡		
S-1 基準価格 適用日	④機構取扱対象株式等の 先日付振替請求	⑤振替請求受付		⑥設定口数等照合		
			⑦設定口数等連絡			
S (9:00~ 12:00) 信託設定日	⑩帳表ファイル	⑨機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社→受託会社	⑧信託設定指図	⑩帳表ファイル		<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00 までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたものに限り、11:00 までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、10:30 までに機構加入者から設定資産である機構取扱対象株式等の振替確認ができたもので、かつ、11:00 までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
	⑬発行口記録情報通知	⑫発行口への記録	⑪新規記録情報通知	⑬発行口記録情報通知		
	⑯新規記録済通知	⑮新規記録	⑭新規記録済通知	⑯新規記録済通知		
S+1 (3:00~ 20:00)	⑱帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑱口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑱口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

3. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日・ 基準価格 確定日	JSCC のプラットフォーム上の ETF の設定手続き						・JSCC のプラットフォーム上の ETF の設定手続きについては JSCC の ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②振替請求受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求(市場取引)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤発行口記録情報通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③新規記録情報通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤発行口記録情報通知</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑤発行口記録情報通知</div>		<p>・本フローでは以下のケースを対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等と機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)の拠出がある <p>・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットイングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。</p> <p>・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCC の指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。</p> <p>・受託会社は⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p>

参考 4

4. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの拠出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価格 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00~ 15:30) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産拠出	⑦発行口への記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知		・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・機構加入者は13:00までに機構取扱対象株式等以外の財産の拠出を行う。
	⑩信託設定済通知	⑪新規記録	⑫新規記録済通知	⑫新規記録済通知		
S+1 (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

5. 機構取扱対象株式等以外の財産の抛出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

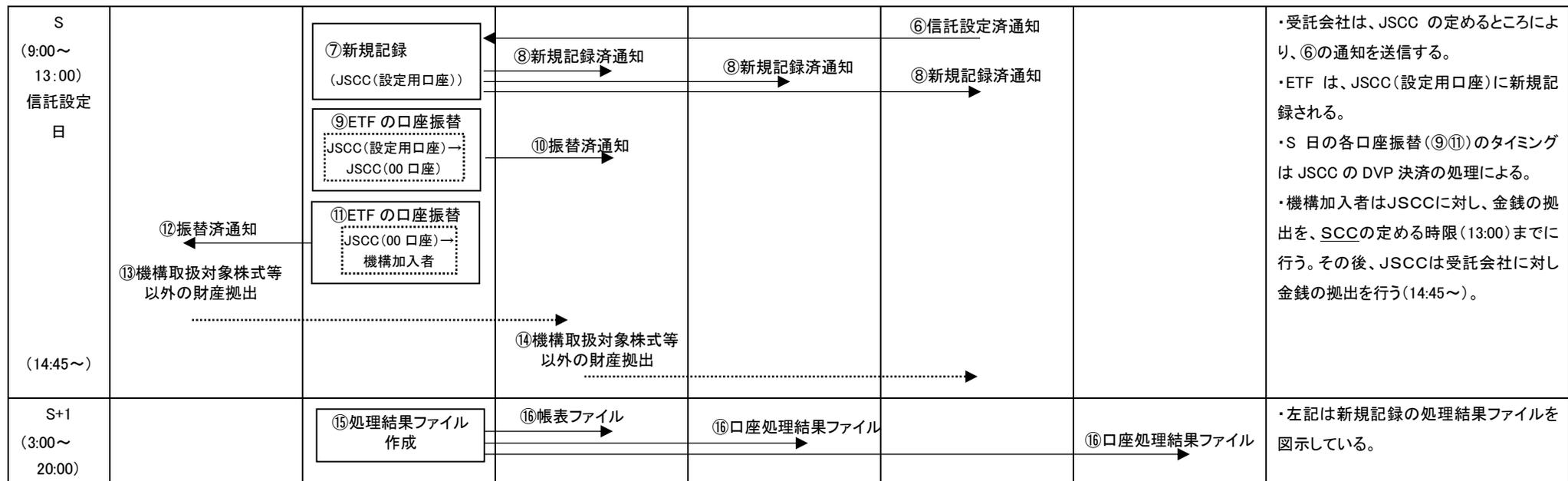
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの抛出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込		③設定連絡			
S-1 基準価格 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00~ 12:00) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産抛出	⑦発行口への記録 ⑪新規記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知 ⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知	⑧発行口記録情報通知 ⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00 までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたもの限り、11:00 までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、11:00 までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
S+1 (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

6. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価格 確定日	JSCCのプラットフォーム上のETFの設定手続き						・JSCCのプラットフォーム上のETFの設定手続きについてはJSCCのETF設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		②振替請求受付	①ETFの振替請求 (市場取引)		③新規記録情報通知		<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみが拠出される ・実際の決済では、機構加入者とJSCC間の授受は、JSCCにおける他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。 ・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCCの指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。 ・受託会社は、⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。
		④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知		



————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

振替投資信託受益権の交換時抹消に係る処理フロー

1. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換株式の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込			③交換連絡		
T 基準価格 適用日			④交換口数・交換株式等照合			
			⑤交換口数・交換株式等連絡			
S-2(T+1) 信託一部 解約日			⑥信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑦交換時抹消予定情報通知 ⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消口への記録 ⑪振替請求受付	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録) ⑩機構取扱対象株式等の 先日付振替請求		以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (3:00~ 20:00) (9:00~ 15:30)	⑬帳表ファイル ⑭信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑯抹消済通知	⑫機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社←受託会社 ⑮抹消	⑯抹消済通知	⑬帳表ファイル ⑯抹消済通知		
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑰帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑰口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑰口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価格 確定日	JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続き						・JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続きについては JSCC の ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求 (市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」、「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」及び「非 DVP 決済に係る事務処理要領」参照。

3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込		③交換連絡			
T 基準価格 適用日						・S-1日に交換口数・交換金額等照合及び交換口数・交換金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日			④交換口数・交換金額等連絡 ⑤信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥交換時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		⑧抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知	⑨機構取扱対象株式等以外の財産交付	⑫抹消済通知	・受託会社は 13:00 までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

4. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価格 確定日		JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続き					・JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続きについては JSCC の ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1		②振替請求受付	①ETFの振替請求 (市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。

振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

解約時抹消

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
						・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②一部解約申込			③一部解約連絡		
T 基準価格 適用日						・S-1日に一部解約口数・一部解約金額等照合及び一部解約口数・一部解約金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日				④一部解約口数・一部解約金額等連絡 ⑤信託一部解約指図		
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥解約時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		⑧抹消済通知 (抹消口記録)	・解約時抹消予定情報通知は、システム上、交換時抹消予定情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・解約時抹消予定情報通知の取消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知	⑨金銭の交付	⑫抹消済通知	・受託会社は 13:00 までに金銭を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。